

Emergency Fire Response Teams

KIN

EN

TAI

緊急消防援助隊



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

「All for one」..... 使命は守ること

緊急消防援助隊

一つの命を守ること

綿々と受け継がれ、将来多くの可能性を持つ尊い「生命」

消防は「生命を守る」という使命に全力で立ち向かいます

普段は地域住民のために、消防活動続ける部隊

いざ、大災害が発生すると全国の部隊が一致団結して、国民の命を守ります

これが消防の誇りなのです

6,434名の尊い命を奪った阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、私たちは誕生しました

以後13年間、車両、資材機材などの整備を進め、現在3,961隊体制で備えています

日本全国、いつ・どこで・どんな災害が発生しても、

私たちはすぐに駆け付け「人命救助」の旗の下、消防活動を開始します

私たちは、消火・救助・救急のプロフェッショナルです

私たちは「all for one」の精神で、国民の地域の安全・安心を守ります

私たちが緊急消防援助隊です

CONTENTS

03.....緊急消防援助隊の概要

04.....緊急消防援助隊の部隊編成

05.....緊急消防援助隊・航空部隊の概要

06.....航空部隊の活動状況

07.....都道府県隊・指揮支援隊の配置状況

08.....緊急消防援助隊の出動計画

09.....緊急消防援助隊の訓練

10.....緊急消防援助隊の車両及び資機材

緊急消防援助隊の概要 ～被災地に向け、いざ集結!!～

市民の生命・身体・財産を守ることを任務とする消防機関は、法律に基づき、原則として、市町村単位で運営されています。

各消防機関には消火・救助活動を実施する精鋭部隊が置かれており、地域住民の「安全・安心」を守っています。

しかしながら、大規模災害や特殊な災害が発生したとき、被災地の

消防機関だけでは、対処できないことも想定されます。

そんなとき……

被災地の要請を受け、空から・陸から応援部隊が駆けつけます。

この応援部隊こそが、すなわち「緊急消防援助隊!!」地域を越えた消火・救助活動を実施します。



■各地から集結した緊急消防援助隊
指揮本部長から檄が飛び、隊員
達の士気が上がります。



被災地

■消防庁消防防災・危機管理センター
大規模・特殊災害発生時、緊急消防援助隊の
オペレーションを行う消防庁の心臓部です。

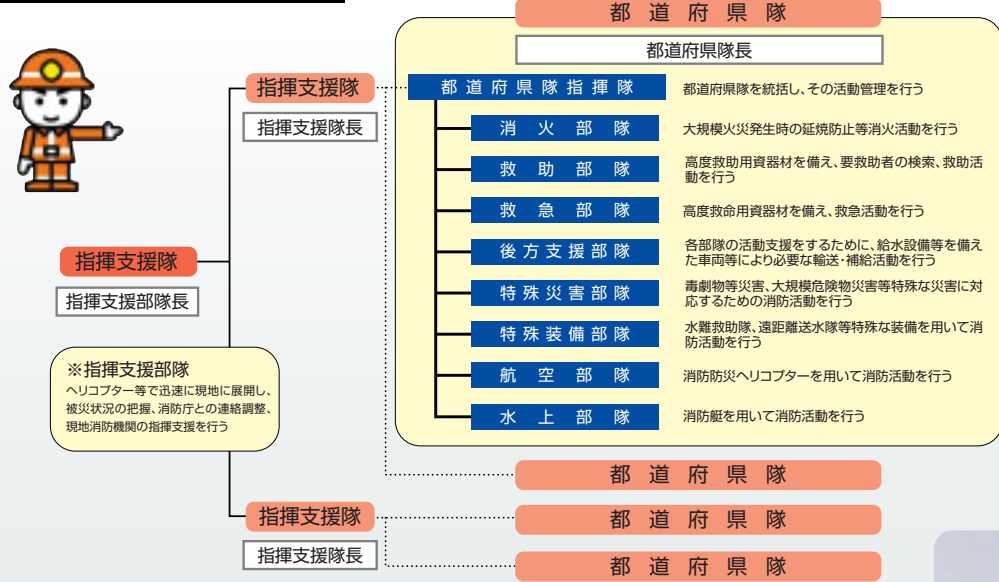


緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年度に創設されました。

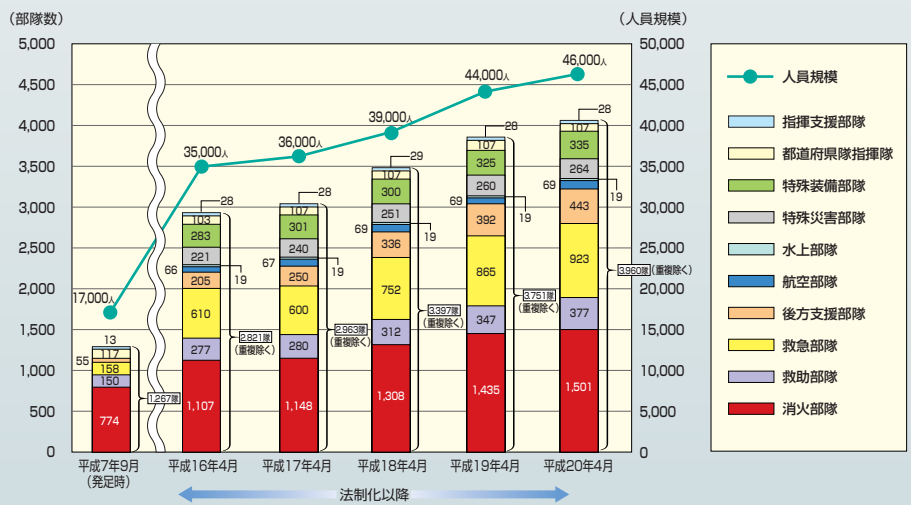
平成16年4月には、消防組織法により法律に基づいた部隊となり、平成20年10月現在では、全国789消防本部から3,961部隊が登録されています。

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊・消火部隊・救助部隊・救急部隊・後方支援部隊・特殊災害部隊・特殊装備部隊・航空部隊・水上部隊と多岐にわたる精鋭部隊から構成されています。

緊急消防援助隊の部隊編成



緊急消防援助隊の登録部隊数の推移



■緊急消防援助隊(救助部隊)
訓練開始前に自己隊の車両前に整列する
隊員たち……「訓練に終わりなし!!」

緊急消防援助隊・航空部隊 ～命を守る信頼の翼!!～

消防防災ヘリコプターは、全国45都道府県において、53団体（15消防機関、38道県）、72機（総務省消防庁1機、消防機関29機、道県42機）が運航されており、そのうち、緊急消防援助隊として70機が登録されています。

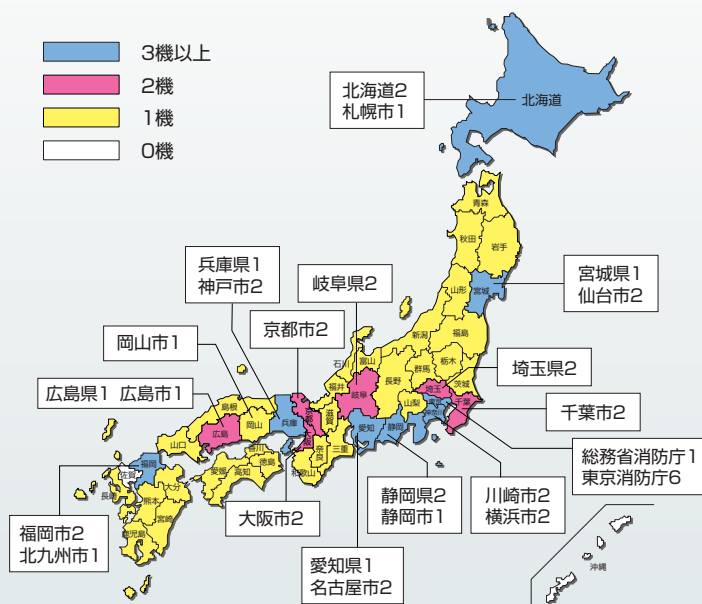
消防防災ヘリコプターの任務は、消火活動、救助活動、救急活動及び情報収集活動等、多岐に渡っており、災害出動件数も年々増加傾向を呈しています。

特に地震等大規模災害時には、建物の倒壊や道路の陥没等により陸上交通が遮断され、また、津波や港湾施設の損壊等により海上交通も

遮断されるような事態において、ヘリコプターの機動性、高速性を活用した消防活動に期待が高まっています。また、緊急消防援助隊のオペレーションでは、被災地の状況をいち早く把握することが重要であり、ヘリコプターテレビ電送システム等々の資機材を有効に活用し、被害状況を消防庁や総理官邸へ送信することも重要な任務と言えます。

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震では、16機の消防防災ヘリコプターが緊急消防援助隊として岩手・宮城両県へ投入され、山間部等の孤立者の救出や人員搬送・物資輸送など、大車輪の活躍が評価されたところです。

消防防災ヘリコプターの整備状況



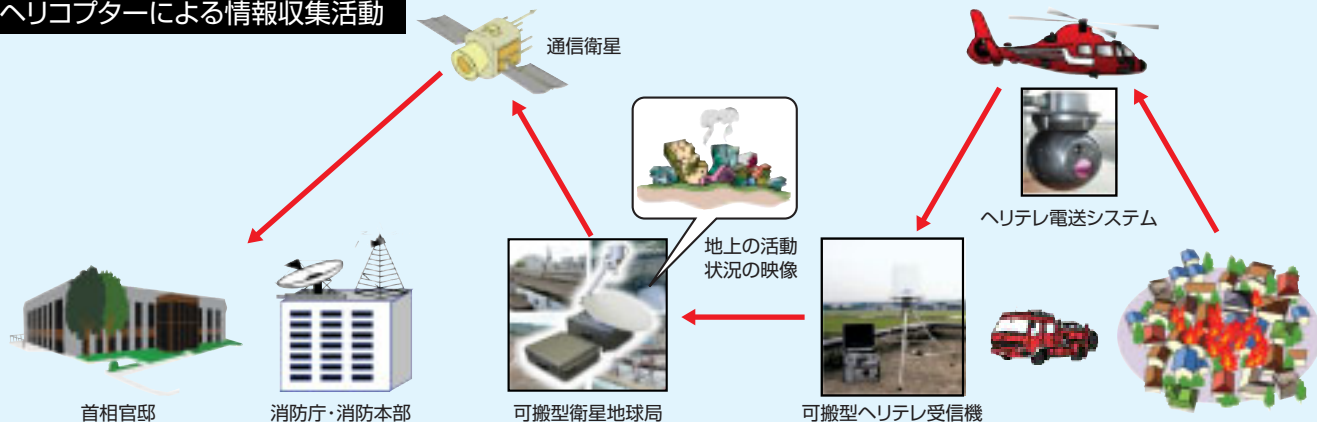
1. 平成21年1月1日現在 72機
(全国45都道府県、53団体)

- 総務省消防庁ヘリコプター 1機
- 消防機関保有ヘリコプター 29機
 - ・ 東京消防庁 6機
 - ・ 13政令指定市及び岡山市 23機

● 道県保有ヘリコプター 42機(38道県)

2. 未保有県数 2県(佐賀県、沖縄県)

ヘリコプターによる情報収集活動





救助活動

陸上からは救出が困難な、河川等に取り残された要救助者を空中から救助します!!

■航空部隊の活動状況(平成16年法制化以降)

平成16年	新潟・福島豪雨	航空部隊	9隊	71名出動	92名救出
平成16年	福井豪雨	航空部隊	9隊	65名出動	187名救出
平成16年	台風23号(豊岡水害)	航空部隊	2隊	8名出動	
平成16年	新潟県中越地震	航空部隊	39隊	244名出動	282名救出
平成17年	福岡県西方沖地震	航空部隊	2隊	8名出動	
平成17年	兵庫県JR西日本列車脱線事故	航空部隊	4隊	19名出動	
平成19年	奈良県土砂崩れ車両埋没事故	航空部隊	5隊	24名出動	
平成19年	能登半島地震	航空部隊	5隊	24名出動	
平成19年	新潟県中越沖地震	航空部隊	9隊	78名出動	
平成20年	岩手・宮城内陸地震	航空部隊	20隊	121名出動	149名救出
平成20年	岩手県沿岸北部地震	航空部隊	6隊	32名出動	

固定翼航空機にはできないホヴァリング(空中停止)状態で、ホイスト装置のワイヤーロープに身を託す救助活動は、消防防災ヘリコプターの真骨頂です!



救急救助

時速200キロを優に超える消防防災ヘリコプターは、遠い病院でも重症患者を短時間で搬送することができる空飛ぶ救急車です!



消火活動

消火用タンクに積載した500L以上の水を上空から一挙に投下し、火災を鎮圧します!



都道府県隊・指揮支援隊の配置状況 ～全国を網羅する消防のチカラ～

緊急消防援助隊は、都道府県単位に部隊（都道府県隊）を編成し、各都道府県隊をまとめるために、指揮支援隊を設置しています。

指揮支援隊は、東京消防庁及び13政令指定都市の消防本部を指定しており、指揮支援隊をまとめるために、出動区毎に指揮支援部隊長を指定

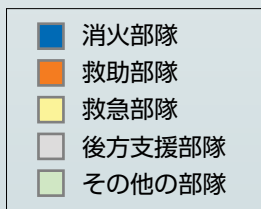
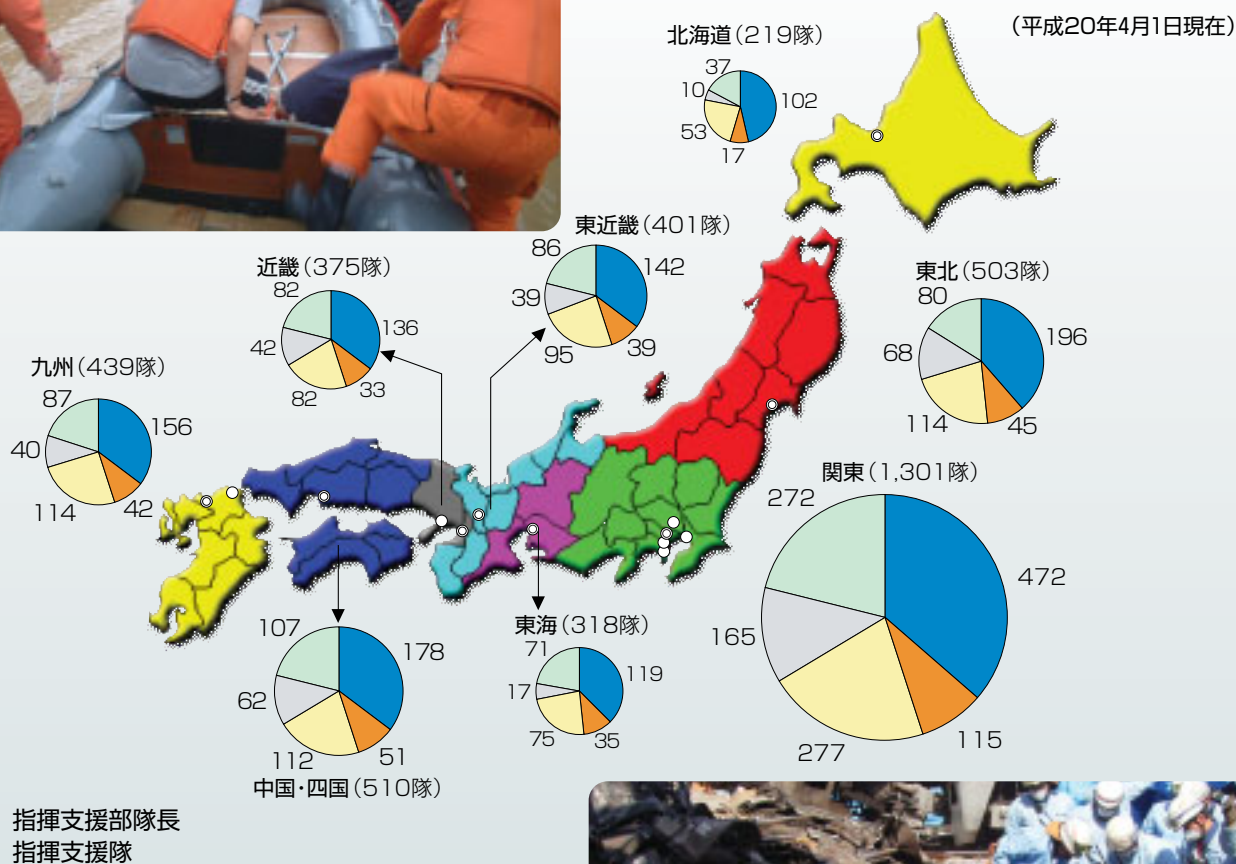
しています。

①北海道－札幌市消防局、②東北－仙台市消防局、③関東－東京消防庁、④東海－名古屋市消防局、⑤東近畿－京都市消防局、⑥近畿－大阪市消防局、⑦中国・四国－広島市消防局、⑧九州－福岡市消防局



■水難救助現場

泥水に飲み込まれた街……隊員達はすぐ濡れになって要救助者を安全な場所へ救出します！



■列車事故救助現場

人命探索装置等の最新資機材を駆使する隊員たちの総力により「奇蹟の生還」が成し遂げられます。



緊急消防援助隊の出動計画 ～あらゆる災害に備えて～

緊急消防援助隊の出動計画は2パターンです。

①基本的な出動計画に基づく対応

消防庁長官から「出動の要請」又は「出動の指示」を受けた場合、迅速に出動できるように予め計画を定めています。

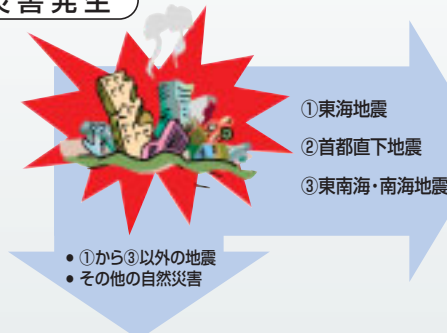
具体的には、被災した都道府県ごとに一次的に応援出動する第一次出動都道府県と、さらに応援が必要となった場合に二次的に出動する、出動準備都道府県を定めています。

②各アクションプランによる対応

「東海地震」、「首都直下地震」、「東南海・南海地震」等の大規模地震では、被害が甚大で広域に及ぶため、基本的な出動計画に基づく対応では不十分であるため、全国規模での応援出動を行うこととしています。



災害発生



各アクションプランに基づく対応

【①東海地震】

- 1 東海地震に係る注意情報発表
- 2 東海地震に係る警戒宣言発令
- 3 1、2の場合に強化地域8都府県中1の都府県で震度6弱（特別区、政令指定都市については震度5強）以上の地震が発生した場合
- 4 想定震源域内を震源とし、強化地域8都府県中2以上の都府県で震度6弱（特別区、政令指定都市については震度5強）以上の地震が発生した場合

【②首都直下地震】

- 被災想定4都府県中2以上の都府県で震度6弱（特別区、政令指定都市については震度5強）以上の地震が発生した場合

【③東南海・南海地震】

- 想定震源域内を震源とし、強化地域緊急消防援助隊出動対象府県中2以上の府県で震度6弱（政令指定都市は震度5強）以上の地震が発生した場合

■土砂崩れ救助現場

余震が続く中、まさしく命がけの救助活動!!
隊員たちは強固なチームワークの下、活動を続けます。

基本計画に基づく対応

【指揮支援隊】

- 1 全国を8ブロックに分け、各5～7の指揮支援隊を指定
- 2 各指揮支援隊から、指揮支援部隊長を1隊指定
- 3 災害発生地、災害規模等考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

【第1次出動都道府県】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等考慮し、必要な都道府県に出動要請等を行う

【出動準備都道府県】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
- 2 第1次出動都道府県で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

【第1次出動航空部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、5～7の航空隊を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等及び運行可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請を行う

【出動準備航空部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、11～14の航空隊を指定
- 2 第1次出動都道府県で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う



■タンク火災現場

立ち上がる黒煙と灼熱の火炎……
隊員たちは休む間もなく消火活動を継続し、一刻も早い鎮火を目指します!

緊急消防援助隊の訓練 ～たゆみなく研鑽される技術と情熱～

■全国訓練

東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震を想定して、全国規模の特別な出動計画である「緊急消防援助隊アクションプラン」を検証するために、全国の都道府県の消防機関を対象に5年ごとに実施しています。

■地域ブロック合同訓練

一つの都道府県が被災したことを想定して、基本計画に基づく近隣都道府県を中心とした出動計画を検証するために、全国を①北海道・東北、②関東、③中部、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州の6ブロックに区分して、緊急消防援助隊の技術向上及び連携活動能力の向上を図るため、複数の都道府県を単位とした合同訓練を毎年1回、ブロック毎に実施しています。近年は、自衛隊との連携訓練についても積極的に訓練に取り入れています。



NBC災害活動訓練

毒劇物防護衣に身を包む隊員たち…
危険物の流出状況を確認しながら
救出活動を行います！



救急活動訓練

「救急部隊と災害医療派遣チーム（DMAT）
が連携して、適切な救急処置を
行います！」



救出救助活動訓練

倒壊家屋の中から救出した要救助者…意識はなく、
心肺停止状態 バスケット担架に収容、クレーン車を活用し、
安全な場所へ移動します！

■出動事例

【平成7年6月緊急消防援助隊創設】

- 1 蒲原沢土石流災害（平成8年12月6日）
- 2 岩手県内陸地震（平成10年9月3日）震度6弱
- 3 有珠山噴火災害（平成12年3月31日）
- 4 鳥取県西部地震（平成12年10月6日）震度6強
- 5 芸予地震（平成13年3月24日）震度6弱
- 6 宮城県北部地震（平成15年7月26日）震度6強、6弱
- 7 三重県ごみ固形燃料発電所火災（平成15年8月14日）
- 8 栃木県黒磯市プリチストン工場火災（平成15年9月8日）
- 9 平成15年（2003年）十勝沖地震（平成15年9月26日）震度6弱
- 10 出光興産北海道製油所原油貯蔵タンク火災（平成15年9月28日）

【平成16年4月1日法制化以降】

- 11 平成16年7月新潟・福島豪雨（平成16年7月13日）
- 12 平成16年7月福井豪雨（平成16年7月18日）
- 13 平成16年台風23号（平成16年10月21日）
- 14 平成16年新潟県中越地震（平成16年10月23日）震度7
- 15 平成17年福岡県西方沖を震源とする地震災害（平成17年3月20日）震度6弱
- 16 平成17年JR西日本福知山線列車事故（平成17年4月25日）
- 17 奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故（平成19年1月30日）
- 18 平成19年能登半島地震（平成19年3月25日）震度6強
- 19 三重県中部を震源とする地震（平成19年4月15日）震度5強
- 20 平成19年新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）震度6強
- 21 平成20年岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日）震度6強
- 22 岩手県沿岸北部を震源とする地震（平成20年7月24日）震度6弱

緊急消防援助隊の車両及び資機材 ～最新鋭の資機材を駆使して～

緊急消防援助隊設備整備費補助金及び無償使用制度により、車両や資機材の整備を推進しています。



大型ブローカー車

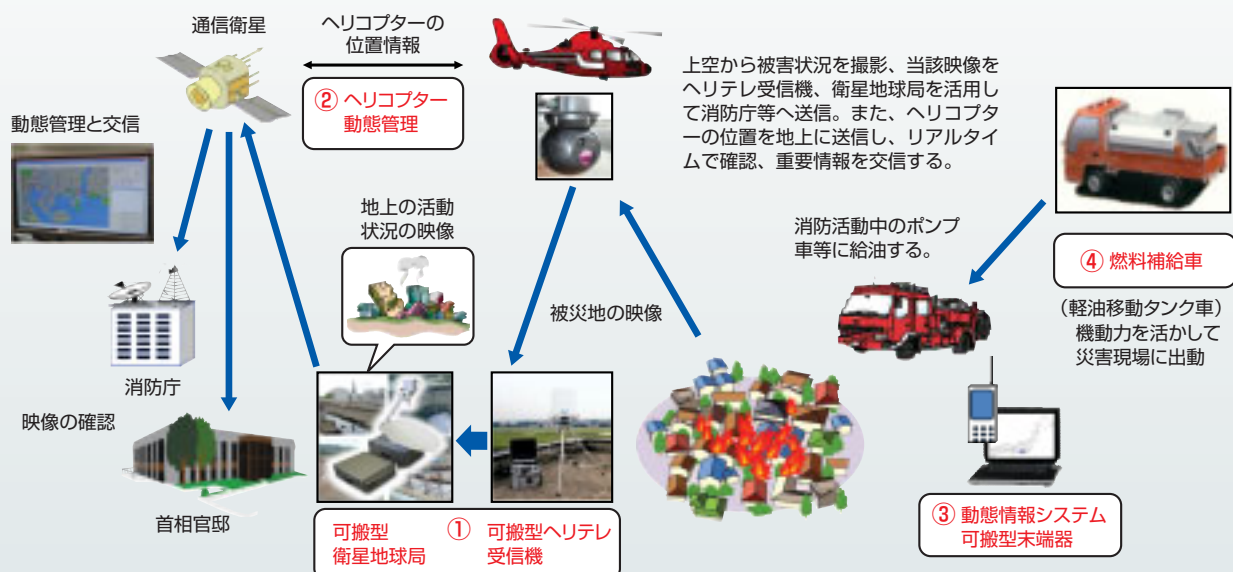


大型除染システム車



ウォーターカッター

■最新の取り組み 緊急消防援助隊の後方支援体制の充実強化



- ① ヘリコプターから、被災地の映像を消防庁・首相官邸等へ伝送します。
② ヘリコプターの位置を正確に把握し、災害発生場所を特定します。

- ③ 出動車両の位置を把握し、効果的な部隊運用を図ります。
④ 災害現場で車両の燃料補給を行い、継続的な消防活動を行います。

■緊急消防援助隊

Q&A豆知識



Q:緊急消防援助隊の編成や施設の整備はどうしているの？

A:総務大臣が、「緊急消防援助隊の編成や施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を、財務大臣と協議して定めることとなっており、これに基づき計画的に整備を行っています。

Q:無償使用制度ってなに？

A:緊急消防援助隊の活動に必要があるとき、国有の物品を緊急消防援助隊として活動する都道府県又は市町村が、無償で使用する制度です。
現在、ヘリコプター、ウォーターカッター車、大型ブローカー車、大型除染システム車やNBC災害対応資機材等が本制度により使用されています。

Q:緊急消防援助隊って普段何をしているの？

A:緊急消防援助隊という専属の部隊があるわけではありません。
普段、地元の災害に対応している消防隊が、大規模・特殊災害が発生し、被災地の消防隊のみでは対処できない場合、「緊急消防援助隊」として都道府県ごとに部隊を編成して応援に駆け付けます。

<http://www.fdma.go.jp/>



緊急消防援助隊



総務省消防庁

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
Tel. 03-5253-5111 Fax. 03-5253-7531

■交通

東京メトロ

丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅下車、A3b出口直結
有楽町線「桜田門」駅下車、徒歩約3分
銀座線「虎ノ門」駅下車、徒歩約8分